

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名 文部科学省	
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担についての指定都市への移譲</p> <p>・特例措置の内容 現在、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下、「給与負担法」という。）により、県費負担教職員の給与費については都道府県の負担とされているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）における給与負担法の改正並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成28年政令第274号）により、平成29年4月1日に、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担については道府県から政令指定都市に移譲することとされた。</p> <p>この給与等の負担を移管するにあたっては、平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）において、「個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う」とこととされているところ、給与等の負担の円滑な移管のために必要な税制上の措置を講ずる。</p>		
関係条文	〔 地方税法第35条、第314条の3 〕		
減収 見込額	〔初年度〕 — （ — ）	〔平年度〕 — （ — ）	〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 現行制度では、給与負担法の規定により、市町村立の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校等の基幹的教職員の給与費は都道府県の負担とされており、また、これらの教職員の人事権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定により指定都市の教職員を除いて都道府県教育委員会に属することとされている（県費負担教職員制度）。このため、指定都市に関しては、人事権者と給与負担者が異なる、いわゆる「ねじれ」状態にある。この「ねじれ」状態を解消することにより、教育行政に関する指定都市及び道府県の権限と責任の一致を図る。</p> <p>さらに、給与負担の移管とあわせ、教職員定数の決定及び学級編制基準の決定権限を指定都市に移譲することにより、より一層学校の実情に即した教職員配置を可能とする。</p> <p>（2）施策の必要性 本件については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成28年政令第274号）により、平成29年4月1日に、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担について道府県から政令指定都市に移譲することとされた。</p> <p>この給与等の負担を移管するにあたっては、平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日閣議決定）において、「個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う」とこととされているところ、給与等の負担の移管と同日（平成29年4月1日）付で、指定都市における給与負担事務に必要な財源を確保する必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）</li> <li>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 274 号）</li> <li>・平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）</li> </ul>
	政策の達成目標	<p>指定都市に給与負担を移譲することにより、人事権者と給与負担者が一致することとなり、指定都市がより主体的で責任ある教育行政を行うことが期待される。</p> <p>さらに、給与負担の移譲とあわせ、教職員定数の決定及び学級編制基準の決定権限を指定都市に移譲することにより、指定都市が自ら加配定数の数や内容、学級規模を判断できるようになる等、より一層学校の実情に即した教職員配置を可能とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	北海道・札幌市、宮城県・仙台市、埼玉県・さいたま市、千葉県・千葉市、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市、新潟県・新潟市、静岡県・静岡市・浜松市、愛知県・名古屋市、京都府・京都市、大阪府・大阪市・堺市、兵庫県・神戸市、岡山県・岡山市、広島県・広島市、福岡県・北九州市・福岡市、熊本県・熊本市（15 道府県、20 政令市）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	教職員給与費は、地方財政において大きな割合を占める経費であるとともに、憲法上保障された義務教育を受ける権利を保障するために欠かせないものであることから、制度改正の適用を受ける指定都市所在道府県及び指定都市の合意内容を踏まえた税源移譲等の所要の措置が行われることが適当である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	義務教育費国庫負担金（平成 29 年度概算要求額：1,518,472 百万円）の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	公立義務教育諸学校の教職員の給与等について、都道府県及び指定都市が負担した経費の 3 分の 1 を国が負担している（義務教育費国庫負担金）。今回の税源移譲等の所要の措置は、この他の都道府県及び指定都市負担分に係る財源を確保するためのものである。
	要望の措置の妥当性	本件について、平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「個人住民税所得割 2% の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う」こととされている。
	ページ	7—2

税負担軽減措置等の適用実績	なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	なし
前回要望時の達成目標	なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
これまでの要望経緯	平成26年度税制改正要望 （県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うことが決定）
ページ	7—3